

埼玉県労働相談センターソーシャルメディア利用規約

(趣旨)

第1条 本利用規約では、埼玉県労働相談センターが運用するソーシャルメディア（以下、埼玉県労働相談センターソーシャルメディアという。）における利用規約を定めます。

(提供する情報)

第2条 労働関係の基礎知識などの情報を発信します。

(対象アカウント)

第3条 本利用規約の対象とする埼玉県労働相談センターソーシャルメディアのアカウントは次のとおりです。

- ・ フェイスブックユーザーネーム pref.saitama.rodosodan
- ・ X（旧ツイッターアカウント） sai_rodosodan

(コメントできる者)

第4条 「埼玉県労働相談センターソーシャルメディア利用規約」を全て読み、同意した者のみがコメントできます。なお、コメントした者は本利用規約に全て同意したものとします。

(ソーシャルメディア運用ポリシー)

第5条 ソーシャルメディア運用ポリシーを定めます。

- 1 ソーシャルメディア上にて発信する情報の全てが、埼玉県の公式発表・見解を必ずしも表しているものではありません。正式な発表につきましては、埼玉県公式ホームページを御確認ください。
- 2 埼玉県はコメントに表示される各種提供情報の正確性や妥当性について、一切の保証をしません。
- 3 ソーシャルメディア上で皆様からいただいたご投稿・コメントについて、返信は行いません。
- 4 埼玉県は利用者における名前やプロフィール写真、性別、友達リストなど、利用者のアカウント設定上、すべてのソーシャルメディア利用者に公開している情報へのアクセスを行います。
- 5 コメントの投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全て投稿者が負うものとします。投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、投稿してください。また、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情などがあった場合、埼玉県は一切の責任を負わず、費用負担などを含むすべてを投稿者本人が対応するものとします。

- 6 ソーシャルメディア上の内容、もしくは当ガイドラインについて予告なく変更する場合がございます。
- 7 投稿されたすべてのコメント及び画像は、埼玉県がその一部を修正または改変して、無償で自由に使用できるものとします。その場合、投稿者は著作権、人格権を一切主張しないものとします。
- 8 ソーシャルメディアの機能・仕様については、埼玉県では一切お答えできかねます。直接、各サービスの提供会社にお問い合わせください。

(ソーシャルメディアにおける禁止事項)

第6条 原則としてソーシャルメディア利用者からの投稿を削除することはありませんが、下記に挙げた事項に該当する投稿については削除する場合がありますことをご了承ください。

- 1 法令または公序良俗に反し、またはその恐れのある行為
- 2 政治活動、選挙活動、宗教活動
- 3 他者を差別、誹謗中傷あるいはプライバシー、人権等を侵害する内容の権利の侵害
- 4 当サイトと関わりのない商品・店舗・企業の紹介、広報・宣伝等の商業活動を含む内容
- 5 なりすまし、虚偽の内容の投稿
- 6 犯罪行為に結びつく内容、及び犯罪行為を誘発させる内容
- 7 独断的・断定的表現を含み、事実と著しく異なる内容
- 8 その他、当アカウントにおいて不適切であると就業支援課長が判断する内容

(お問い合わせ)

第7条 当ソーシャルメディアガイドラインについては、下記までお問い合わせください。

埼玉県産業労働部就業支援課
労働相談担当
電話：048-830-4522

附則

この規約は、平成28年5月12日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和3年5月10日から施行する。

附則

この規約は、令和５年９月２９日から施行する。

附則

この規約は、令和７年４月１日から施行する。